

令和元年度に実施した対象事項のうち市民参加を求めない事項

資料4

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めなかった理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めなかった事項	対象事項の概要	市民参加を求めなかった理由	備考欄	担当課
1	①	安城市税条例の一部を改正する条例(令和元年安城市条例第1号)	地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例上令和元年6月1日からの施行を必要とするものの改正	ウ、オ		市民税課
2	①	安城市税条例等の一部を改正する条例(令和元年安城市条例第2号)	地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)の施行に伴うものの改正	ウ、オ		市民税課
3	①	安城市税条例の一部を改正する条例(令和元年安城市条例第59号)	個人市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人を新たに定めるものの改正	ウ、オ		市民税課
4	①	安城市附属機関の設置に関する条例の改正	附属機関(安城市公立保育所経営審議会)の設置	エ		経営情報課(経営管理課)
5	①	安城市事務分掌条例の改正	産業振興部と環境部の統合による条例改正	エ		経営情報課(経営管理課)
6	①	介護保険条例の改正	低所得者に対する保険料軽減の拡充に伴う条例改正	オ		高齢福祉課